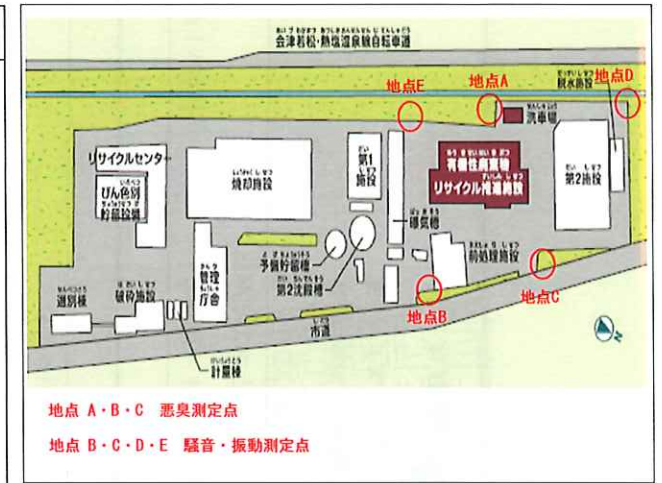


運転データ 2021年度 維持管理情報 (環境測定結果情報に関する項目)

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
放流水	水素イオン濃度指数 (pH)	-	5.8~8.6	7.4	7.7	6.9	6.6	7.3	7.1	7.4	7.7	7.0	7.8	7.5	1回/月 測定	
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	19以下	9.7	5.2	5.8	7.3	7	6.6	6.5	10	8.4	1.8	5.7		6.6
	浮遊物質 (SS)	mg/L	9.5以下	1	3	2	<1	<1	<1	<1	1	2	<1	<1		<1
	窒素含有量 (T-N)	mg/L	9.5以下	5.9	1.4	5	3.9	1.2	8.9	3.0	8.6	5	4.6	2.1		0.88
	リン含有量 (T-P)	mg/L	0.9以下	0.15	0.14	<0.05	0.08	<0.05	<0.05	<0.05	0.07	<0.05	<0.05	<0.05		<0.05
	色度	度	28以下	5	6	2	2	3	1	2	4	2	1	8	3	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1回目	mg/L	9.5以下	0.9	1	0.8	1	0.6	<0.5	<0.5	6.7	7.3	0.5	<0.5	7.4
2回目		mg/L	9.5以下	0.5	1.4	1	0.8	0.5	<0.5	<0.5	0.7	7.3	<0.5	4.4	<0.5	
大腸菌群数	1回目	個/cnf	95以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2回目	個/cnf	95以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
助燃剤	含水率	%	70以下	67.5	69.9	60.7	69.3	65.1	65.5	65.4	66.5	62.4	59.2	63.5	62.0	1回/月 測定

項目	単位	基準値	5月 (1回目)			8月 (2回目)			11月 (3回目)			2月 (4回目)			備考
			地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	
アンモニア	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	4回/年 測定
メチルメルカプタン	ppm	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
硫化水素	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
硫化メチル	ppm	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
二硫化メチル	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
トリメチルアミン	ppm	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
アセトアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
ノルマルパレルアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
イソパレルアルデヒド	ppm	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
イソブタノール	ppm	0.9以下	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	
酢酸エチル	ppm	3以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	
メチルイソブチルケトン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
トルエン	ppm	10以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
ステレン	ppm	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
キシレン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
プロピオン酸	ppm	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
ノルマル酪酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	
イソ吉草酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
臭気指数	-	10以下	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	



悪臭・騒音・振動数地境界線上の測定箇所

運転データ 2021年度 維持管理情報 (環境測定結果情報に関する項目)

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
脱臭装置面排出口(臭突) (悪臭(2号規制))	アンモニア	mg/h	42.8以下	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		4回/年 測定
	硫化水素	mg/h	0.9以下	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002		
	トリメチルアミン	mg/h	0.2以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	プロピオンアルデヒド	mg/h	2.1以下	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005		
	ノルマルブチルアルデヒド	mg/h	0.4以下	<0.0009			0.0041			<0.0009			<0.0009		
	イソブチルアルデヒド	mg/h	0.9以下	<0.002			0.005			<0.002			<0.002		
	ノルマルバレリルアルデヒド	mg/h	0.4以下	<0.0009			0.0047			<0.0009			<0.0009		
	イソバレリルアルデヒド	mg/h	0.1以下	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003		
	イソブタノール	mg/h	38.6以下	<0.09			<0.09			<0.09			<0.09		
	酢酸エチル	mg/h	128.5以下	<0.3			<0.3			<0.3			<0.3		
	メチルイソブチルケトン	mg/h	42.8以下	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		
	トルエン	mg/h	428.4以下	<1			<1			<1			<1		
キシレン	mg/h	42.8以下	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1			
臭気指数	mg/h	28以下	14			16			16			<12			
排臭出水(3号流水制)	メチルメルカプタン	mg/L	0.0068以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	硫化水素	mg/L	0.024以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	硫化メチル	mg/L	0.069以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	二硫化メチル	mg/L	0.126以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		

項目	単位	基準値	5月(1回目)				8月(2回目)				11月(3回目)				2月(4回目)				備考	
			地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E		
騒音	朝 6時~7時	dB	60以下	46	41	40	47	45	42	43	52	46	47	39	47	50	37	54	37	4回/年 測定
	昼間 7時~19時	dB	65以下	46	46	44	49	49	45	46	51	47	53	43	48	40	40	54	38	
	夕 19時~22時	dB	60以下	44	45	43	47	46	46	42	45	46	45	38	46	37	38	52	34	
	夜間 22時~翌6時	dB	55以下	44	45	40	47	46	40	38	43	41	45	39	47	39	39	53	37	

項目	単位	基準値	5月(1回目)				8月(2回目)				11月(3回目)				2月(4回目)				備考	
			地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E		
振動	昼間 7時~19時	dB	65以下	<25	<25	28	28	<25	<25	<25	26	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	4回/年 測定
	夜間 19時~翌7時	dB	60以下	<25	<25	<25	25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	

※放流水：水質汚濁防止法第3条1項の規定に基づき、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)で全国一律の排水基準、廃棄物の処理及清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第4条第2項、

廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について(平成12年106号、生衛発第1517号、厚生省生活衛生局水道環境部長通知)の関係法令等から基準値を設定するものとする。

※悪臭(1号規制)：悪臭防止法(昭和46年法律第91号)A区域の規制基準による。また、臭気指数による規制は、福島県悪臭防止対策指針(平成10年福島県告示第636号)第1種区域の基準による。

※悪臭(2号規制)：悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度として定められた許容限度以下とする。

※悪臭(3号規制)：悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第4条に定める方法により算出して得た濃度以下とする。

ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排臭水中の濃度の値が0.002mg/L未満の場合に係る排臭水中の濃度の許容限度は0.002mg/Lとする。

※騒音：騒音規制法(昭和43年法律第98号)第4種区域の規制基準による。

※振動：振動規制法(昭和51年法律第64号)第2種区域の規制基準による。



運転データ 2022年度 維持管理情報（環境測定結果情報に関する項目）

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
脱臭装置排出口（臭突）	アンモニア	mg/h	42.8以下	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		4回/年 測定
	硫化水素	mg/h	0.8以下	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002		
	トリメチルアミン	mg/h	0.2以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	プロピオンアルデヒド	mg/h	2.1以下	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005		
	ノルマルブチルアルデヒド	mg/h	0.4以下	<0.0009			<0.0009			<0.0009			<0.0009		
	イソブチルアルデヒド	mg/h	0.9以下	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002		
	ノルマルバレールアルデヒド	mg/h	0.4以下	<0.0009			<0.0009			<0.0009			<0.0009		
	イソバレールアルデヒド	mg/h	0.1以下	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003		
	イソブタノール	mg/h	38.6以下	<0.09			<0.09			<0.09			<0.09		
	酢酸エチル	mg/h	128.5以下	<0.3			<0.3			<0.3			<0.3		
	メチルイソブチルケトン	mg/h	42.8以下	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		
	トルエン	mg/h	428.4以下	<1			<1			<1			<1		
キシレン	mg/h	42.8以下	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1			
臭気指数	mg/h	28以下	<12			17			16			15			
排臭水（3放号流水制）	メチルメルカプタン	mg/L	0.0068以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	硫化水素	mg/L	0.024以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	硫化メチル	mg/L	0.069以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	二硫化メチル	mg/L	0.126以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		

項目	単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考	
			地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E		
騒音	朝 6時～7時	dB	60以下	39	47	39	42	45	48	35	48	39	39	37	44	41	38	38	42	4回/年 測定
	昼間 7時～19時	dB	65以下	47	51	48	44	53	54	49	52	45	38	44	50	43	38	40	43	
	夕 19時～22時	dB	60以下	47	48	43	45	42	49	52	50	44	43	42	46	44	38	39	43	
	夜間 22時～翌6時	dB	55以下	39	40	38	42	40	48	37	48	38	37	36	44	43	38	40	41	

項目	単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考	
			地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E		
振動	昼間 7時～19時	dB	65以下	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	4回/年 測定
	夜間 19時～翌7時	dB	60以下	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	

※放流水：水質汚濁防止法第3条1項の規定に基づき、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）で全国一律の排水基準、廃棄物の処理及清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条第2項、

廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について（平成12年106日、生衛発第1617号、厚生省生活衛生局水道環境部長通知）の関係法令等から基準値を設定するものとする。

※悪臭（1号規制）：悪臭防止法（昭和46年法律第91号）A区域の規制基準による。また、臭気指数による規制は、福島県悪臭防止対策指針（平成10年福島県告示第636号）第1種区域の基準による。

※悪臭（2号規制）：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度として定められた許容限度以下とする。

※悪臭（3号規制）：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第4条に定める方法により算出して得た濃度以下とする。

ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排排水中の濃度の値が0.002mg/L未満の場合に係る排排水中の濃度の許容限度は0.002mg/Lとする。

※騒音：騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4種区域の規制基準による。

※振動：振動規制法（昭和51年法律第64号）第2種区域の規制基準による。

運転データ 2023年度 維持管理情報 (環境測定結果情報に関する項目)

項目		単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
放流水	水素イオン濃度指数 (pH)	-	5.8~8.6	7.4	7.0	7.4	6.9	6.5	7.3	7.8	7.5	7.7	7.7	7.5	7.4	1回/月 測定
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	19以下	3.4	9.2	5.5	3.1	3.7	2.8	2.6	4.1	4.8	5.4	9.6	3.6	
	浮遊物質 (SS)	mg/L	9.5以下	<1	1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
	窒素含有量 (T-N)	mg/L	9.5以下	2.3	1.1	0.7	0.94	1.4	1.9	5.1	2.1	3.7	5.7	1.3	1.1	
	リン含有量 (T-P)	mg/L	0.9以下	<0.05	<0.05	<0.05	0.06	<0.05	<0.05	<0.05	0.06	<0.05	0.11	<0.05	<0.05	
	色度	度	28以下	4	10	7	5	<1	2	<1	<1	2	8	5	2	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1回目 2回目	mg/L	9.5以下	<0.5 <0.5	<0.5 0.9	<0.5 <0.5	1.2 3.4	2.6 <0.5	0.7 <0.5	<0.5 <0.5	<0.5 <0.5	1.1 <0.5	8.5 <0.5	<0.5 <0.5	2回/月 測定
大腸菌群数	1回目 2回目	個/cm <sup>2</sup>	95以下	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	5 0	0 0	0 0		
助燃剤	含水率	%	70以下	65.4	68.3	66.9	66.2	65.8	68.2	66.1	69.2	65.1	62.1	68.2	64.8	

項目		単位	基準値	5月 (1回目)			8月 (2回目)			11月 (3回目)			2月 (4回目)			備考
				地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	10	地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	
悪臭 (1号規制)	アンモニア	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	4回/年 測定
	メチルメルカプタン	ppm	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	硫化水素	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	硫化メチル	ppm	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	二硫化メチル	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	トリメチルアミン	ppm	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	アセトアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	ノルマルパレルアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	イソパレルアルデヒド	ppm	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	イソブタノール	ppm	0.9以下	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	
	酢酸エチル	ppm	3以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	
	メチルイソブチルケトン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	トルエン	ppm	10以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
	ステレン	ppm	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
	キシレン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	プロピオン酸	ppm	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
	ノルマル酪酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009		
イソ吉草酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		
臭気指数	-	10以下	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10		



悪臭・騒音・振動敷地境界線上の測定箇所

運転データ 2023年度 維持管理情報（環境測定結果情報に関する項目）

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
臭気装置排出口（臭気） （悪臭（2号規制））	アンモニア	mg/h	42.8以下	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		4回/年 測定
	硫化水素	mg/h	0.9以下	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002		
	トリメチルアミン	mg/h	0.2以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	プロピオンアルデヒド	mg/h	2.1以下	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005		
	ノルマルブチルアルデヒド	mg/h	0.4以下	<0.0009			<0.0013			<0.0009			<0.0009		
	イソブチルアルデヒド	mg/h	0.9以下	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002		
	ノルマルバレールアルデヒド	mg/h	0.4以下	<0.0012			<0.0019			<0.0009			<0.0009		
	イソバレールアルデヒド	mg/h	0.1以下	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003		
	イソブタノール	mg/h	38.6以下	<0.09			<0.09			<0.09			<0.09		
	酢酸エチル	mg/h	128.5以下	<0.3			<0.3			<0.3			<0.3		
	メチルイソブチルケトン	mg/h	42.8以下	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		
	トルエン	mg/h	428.4以下	<1			<1			<1			<1		
キシレン	mg/h	42.8以下	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1			
臭気指数	mg/h	28以下	<12			14			<12			15			
排気水（3号規制） （放流水）	メチルメルカプタン	mg/L	0.0068以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	硫化水素	mg/L	0.024以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	硫化メチル	mg/L	0.069以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	二硫化メチル	mg/L	0.126以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		

項目	単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考	
			地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E		
騒音	朝 6時～7時	dB	60以下	50	47	49	47	50	49	53	52	50	52	47	46	53	45	41	43	4回/年 測定
	昼間 7時～19時	dB	65以下	52	47	51	49	51	49	54	52	49	52	46	44	53	44	42	44	
	夕 19時～22時	dB	60以下	50	47	48	40	50	47	52	51	53	51	46	43	53	46	42	44	
	夜間 22時～翌6時	dB	55以下	60	47	49	40	50	48	51	43	48	51	45	44	53	45	41	43	

項目	単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考	
			地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E		
振動	昼間 7時～19時	dB	65以下	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	4回/年 測定
	夜間 19時～翌7時	dB	60以下	<25	25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	

※放流水：水質汚濁防止法第3条1項の規定に基づき、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）で全国一律の排水基準、廃棄物の処理及清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条第2項、

廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について（平成12年106号、生衛発第1517号、厚生省生活衛生局水道環境部長通知）の関係法令等から基準値を設定するものとする。

※悪臭（1号規制）：悪臭防止法（昭和46年法律第91号）A区域の規制基準による。また、臭気指数による規制は、福島県悪臭防止対策指針（平成10年福島県告示第636号）第1種区域の基準による。

※悪臭（2号規制）：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度として定められた許容限度以下とする。

※悪臭（3号規制）：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第4条に定める方法により算出して得た濃度以下とする。

ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排出水中の濃度の値が0.002mg/L未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は0.002mg/Lとする。

※騒音：騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4種区域の規制基準による。

※振動：振動規制法（昭和51年法律第64号）第2種区域の規制基準による。



運転データ 2024年度 維持管理情報 (環境測定結果情報に関する項目)

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
脱臭装置排出口(臭突) (悪臭(2号規制))	アンモニア	m/h	42.8以下	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		4回/年 測定
	硫化水素	m/h	0.9以下	0.004			<0.002			<0.002			<0.002		
	トリメチルアミン	m/h	0.2以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	プロピオンアルデヒド	m/h	2.1以下	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005		
	ノルマルブチルアルデヒド	m/h	0.4以下	<0.0009			<0.0009			<0.0009			<0.0009		
	イソブチルアルデヒド	m/h	0.9以下	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002		
	ノルマルバレールアルデヒド	m/h	0.4以下	<0.009			0.0012			<0.009			<0.009		
	イソバレールアルデヒド	m/h	0.1以下	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003		
	イソブタノール	m/h	38.6以下	<0.09			<0.09			<0.09			<0.09		
	酢酸エチル	m/h	128.5以下	<0.3			<0.3			<0.3			<0.3		
	メチルイソブチルケトン	m/h	42.8以下	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		
	トルエン	m/h	428.4以下	<1			<1			<1			<1		
キシレン	m/h	42.8以下	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1			
臭気指数	m/h	28以下	20			<12			<12			19			
排臭出水(3号流水制)	メチルメルカプタン	mg/L	0.0068以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	硫化水素	mg/L	0.024以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	硫化メチル	mg/L	0.069以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	二硫化メチル	mg/L	0.126以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		

項目	単位	基準値	5月(1回目)				8月(2回目)				11月(3回目)				2月(4回目)				備考	
			地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E		
騒音	朝 6時~7時	dB	60以下	42	45	50	45	46	48	50	51	47	50	47	46	38	37	41	41	4回/年 測定
	昼間 7時~19時	dB	65以下	46	50	50	45	51	50	51	52	49	51	48	42	40	38	41	41	
	夕 19時~22時	dB	60以下	43	46	51	45	45	49	50	52	47	51	47	45	40	39	42	42	
	夜間 22時~翌6時	dB	55以下	39	45	50	45	44	50	51	52	47	50	47	46	38	39	42	41	

項目	単位	基準値	5月(1回目)				8月(2回目)				11月(3回目)				2月(4回目)				備考		
			地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E			
振動	昼間 7時~19時	dB	65以下	<25	<25	<25	<25	<25	<25	26	<25	<25	27	<25	<25	25	34	<25	<25	<25	4回/年 測定
	夜間 19時~翌7時	dB	60以下	<25	<25	<25	<25	<25	<25	27	<25	<25	25	32	<25	<25	<25	<25	<25		

※放流水：水質汚濁防止法第3条1項の規定に基づき、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)で全国一律の排水基準、廃棄物の処理及清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第4条第2項、

廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について(平成12年106日、生衛発第1517号、厚生省生活衛生局水道環境部長通知)の関係法令等から基準値を設定するものとする。

※悪臭(1号規制)：悪臭防止法(昭和46年法律第91号)A区域の規制基準による。また、臭気指数による規制は、福島県悪臭防止対策指針(平成10年福島県告示第636号)第1種区域の基準による。

※悪臭(2号規制)：悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度として定められた許容限度以下とする。

※悪臭(3号規制)：悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第4条に定める方法により算出して得た濃度以下とする。

ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排出水中の濃度の値が0.002mg/L未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は0.002mg/Lとする。

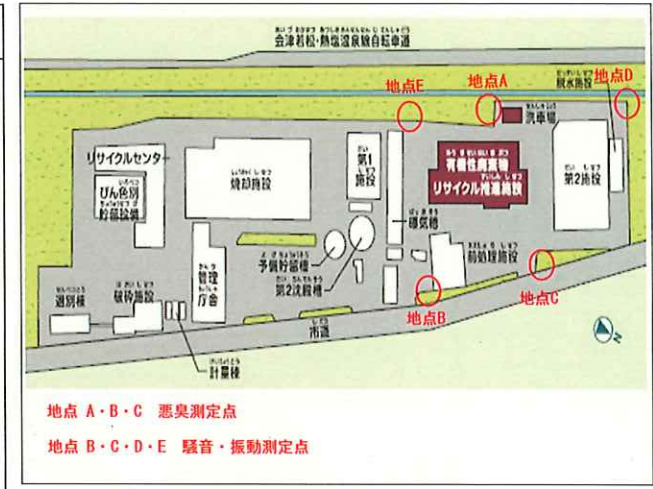
※騒音：騒音規制法(昭和43年法律第98号)第4種区域の規制基準による。

※振動：振動規制法(昭和51年法律第64号)第2種区域の規制基準による。

運転データ 2025年度 維持管理情報 (環境測定結果情報に関する項目)

項目		単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
放流水	水素イオン濃度指数(pH)	-	5.8~8.6	7.4	7.7	7.1	7.3	7.7	8	6.9	7.3	7.2	7.7	6.8	7.5	1回/月 測定
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	19以下	3.1	3.8	3.4	3.0	2.9	1.7	0.9	4.5	2.4	5.1	4.4	3.7	
	浮遊物質(SS)	mg/L	9.5以下	<1	<1	1	<1	<1	<1	<1	<1	1	<1	<1	<1	
	窒素含有量(T-N)	mg/L	9.5以下	0.67	0.78	1.4	1.5	0.57	3.8	0.67	1.2	5.4	5.5	2.6	2.4	
	リン含有量(T-P)	mg/L	0.9以下	<0.05	<0.05	0.07	0.05	<0.05	<0.05	0.06	<0.05	<0.05	0.09	<0.05	<0.05	
	色度	度	28以下	1	2	3	3	3	1	2	2	<1	4	2	4	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	1回目 2回目	mg/L	9.5以下	<0.5 <0.5	<0.5 <0.5	<0.5 1	0.8 <0.5	0.8 0.6	<0.5 <0.5	0.5 2.1	<0.5 2.2	<0.5 0.6	1.5 <0.5	<0.5 0.9	2回/月 測定
大腸菌数	1回目	CFU/ml	95以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2回目			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
助燃剤	含水率	%	70以下	66.7	67.3	66.9	57.7	63.1	62.1	62.2	66.4	68.0	63.8	65.6	66.2	1回/月 測定

項目	単位	基準値	5月(1回目)			8月(2回目)			11月(3回目)			2月(4回目)			備考
			地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	
アンモニア	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	4回/年 測定
メチルメルカプタン	ppm	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
硫化水素	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
硫化メチル	ppm	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
二硫化メチル	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
トリメチルアミン	ppm	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
アセトアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
ノルマルパレルアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
イソパレルアルデヒド	ppm	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
イソブタノール	ppm	0.9以下	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	
酢酸エチル	ppm	3以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	
メチルイソブチルケトン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
トルエン	ppm	10以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
スチレン	ppm	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
キシレン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
プロピオン酸	ppm	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
ノルマル酪酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	
イソ吉草酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
臭気指数	-	10以下	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	



悪臭・騒音・振動敷地境界線上の測定箇所

運転データ 2025年度 維持管理情報 (環境測定結果情報に関する項目)

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
脱臭装置排出口(臭気)	アンモニア	mg/h	42.8以下	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		4回/年測定
	硫化水素	mg/h	0.9以下	0.002			<0.002			<0.002			<0.002		
	トリメチルアミン	mg/h	0.2以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	プロピオンアルデヒド	mg/h	2.1以下	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005		
	ノルマルブチルアルデヒド	mg/h	0.4以下	0.0011			0.003			<0.0009			<0.0009		
	イソブチルアルデヒド	mg/h	0.9以下	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002		
	ノルマルバレールアルデヒド	mg/h	0.4以下	0.0017			0.0031			<0.0009			<0.0009		
	イソバレールアルデヒド	mg/h	0.1以下	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003		
	イソブタノール	mg/h	38.6以下	<0.09			<0.09			<0.09			<0.09		
	酢酸エチル	mg/h	128.5以下	<0.3			<0.3			<0.3			<0.3		
	メチルイソブチルケトン	mg/h	42.8以下	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		
	トルエン	mg/h	428.4以下	<1			<1			<1			<1		
キシレン	mg/h	42.8以下	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1			
臭気指数	mg/h	28以下	15			<12			<12			<12			
排気水(3号流水制)	メチルメルカプタン	mg/L	0.0068以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	硫化水素	mg/L	0.024以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	硫化メチル	mg/L	0.069以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	二硫化メチル	mg/L	0.126以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		

項目	単位	基準値	5月(1回目)				8月(2回目)				11月(3回目)				2月(4回目)				備考
			地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	
騒音	朝 6時~7時	dB	60以下	47	49	50	49	49	49	50	48	40	40	49	46	43	56	51	4回/年測定
	昼間 7時~19時	dB	65以下	48	50	51	48	52	52	54	51	54	48	45	50	48	54	50	
	夕 19時~22時	dB	60以下	44	45	50	47	46	50	50	49	48	39	50	48	46	42	50	
	夜間 22時~翌6時	dB	55以下	43	45	50	47	44	50	52	47	48	47	40	50	46	41	41	

項目	単位	基準値	5月(1回目)				8月(2回目)				11月(3回目)				2月(4回目)				備考
			地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	
振動	昼間 7時~19時	dB	65以下	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	4回/年測定
	夜間 19時~翌7時	dB	60以下	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	

※放流水：水質汚濁防止法第3条1項の規定に基づき、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)で全国一律の排水基準、廃棄物の処理及清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第4条第2項、

廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について(平成12年106日、生衛発第1517号、厚生省生活衛生局水道環境部長通知)の関係法令等から基準値を設定するものとする。

※悪臭(1号規制)：悪臭防止法(昭和46年法律第91号)A区域の規制基準による。また、臭気指数による規制は、福島県悪臭防止対策指針(平成10年福島県告示第636号)第1種区域の基準による。

※悪臭(2号規制)：悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排気気体中の特定悪臭物質の濃度として定められた許容限度以下とする。

※悪臭(3号規制)：悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第4条に定める方法により算出して得た濃度以下とする。

ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排気水中の濃度の値が0.002mg/L未満の場合に係る排気水中の濃度の許容限度は0.002mg/Lとする。

※騒音：騒音規制法(昭和43年法律第98号)第4種区域の規制基準による。

※振動：振動規制法(昭和51年法律第64号)第2種区域の規制基準による。

運転データ 2026年度 維持管理情報 (環境測定結果情報に関する項目)

項目		単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
放流水	水素イオン濃度指数 (pH)	-	5.8~8.6	7.2												1回/月 測定
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	19以下	9												
	浮遊物質量 (SS)	mg/L	9.5以下	1												
	窒素含有量 (T-N)	mg/L	9.5以下	0.92												
	リン含有量 (T-P)	mg/L	0.9以下	0.07												
	色度	度	28以下	4												
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1回目	mg/L	9.5以下	0.5未満											2回/月 測定	
				2回目	0.9											
	大腸菌数	CFU/ml	95以下	0												
				2回目	0											
助燃剤	含水率	%	70以下	63.9											1回/月 測定	

項目	単位	基準値	5月 (1回目)			8月 (2回目)			11月 (3回目)			2月 (4回目)			備考
			地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	
アンモニア	ppm	1以下												4回/年 測定	
メチルメルカプタン	ppm	0.002以下													
硫化水素	ppm	0.02以下													
硫化メチル	ppm	0.01以下													
二硫化メチル	ppm	0.009以下													
トリメチルアミン	ppm	0.005以下													
アセトアルデヒド	ppm	0.05以下													
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05以下													
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009以下													
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02以下													
ノルマルバレールアルデヒド	ppm	0.009以下													
イソバレールアルデヒド	ppm	0.003以下													
イソブタノール	ppm	0.9以下													
酢酸エチル	ppm	3以下													
メチルイソブチルケトン	ppm	1以下													
トルエン	ppm	10以下													
スチレン	ppm	0.4以下													
キシレン	ppm	1以下													
プロピオン酸	ppm	0.03以下													
ノルマル酪酸	ppm	0.001以下													
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009以下													
イソ吉草酸	ppm	0.001以下													
臭気指数	-	10以下													



悪臭・騒音・振動数地境界線上の測定箇所

運転データ 2026年度 維持管理情報 (環境測定結果情報に関する項目)

項目		単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
脱臭装置排出口(臭突)	アンモニア	㎎/h	42.8以下													4回/年測定
	硫化水素	㎎/h	0.9以下													
	トリメチルアミン	㎎/h	0.2以下													
	プロピオンアルデヒド	㎎/h	2.1以下													
	ノルマルブチルアルデヒド	㎎/h	0.4以下													
	イソブチルアルデヒド	㎎/h	0.9以下													
	ノルマルバレールアルデヒド	㎎/h	0.4以下													
	イソバレールアルデヒド	㎎/h	0.1以下													
	イソブタノール	㎎/h	38.6以下													
	酢酸エチル	㎎/h	128.5以下													
	メチルイソブチルケトン	㎎/h	42.8以下													
	トルエン	㎎/h	428.4以下													
キシレン	㎎/h	42.8以下														
臭気指数	㎎/h	28以下														
排臭水(3号流水規)	メチルメルカプタン	㎎/L	0.0088以下													4回/年測定
	硫化水素	㎎/L	0.024以下													
	硫化メチル	㎎/L	0.069以下													
	二硫化メチル	㎎/L	0.126以下													

項目	単位	基準値	5月(1回目)				8月(2回目)				11月(3回目)				2月(4回目)				備考
			地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	
騒音	朝 6時~7時	dB	60以下																4回/年測定
	昼間 7時~19時	dB	65以下																
	夕 19時~22時	dB	60以下																
	夜間 22時~翌6時	dB	55以下																

項目	単位	基準値	5月(1回目)				8月(2回目)				11月(3回目)				2月(4回目)				備考
			地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	
振動	昼間 7時~19時	dB	65以下																4回/年測定
	夜間 19時~翌7時	dB	60以下																

※放流水：水質汚濁防止法第3条1項の規定に基づき、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)で全国一律の排水基準、廃棄物の処理及清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第4条第2項、

廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について(平成12年106日、生衛発第1517号、厚生省生活衛生局水道環境部長通知)の関係法令等から基準値を設定するものとする。

※悪臭(1号規制)：悪臭防止法(昭和46年法律第91号)A区域の規制基準による。また、臭気指数による規制は、福島県悪臭防止対策指針(平成10年福島県告示第636号)第1種区域の基準による。

※悪臭(2号規制)：悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度として定められた許容限度以下とする。

※悪臭(3号規制)：悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第4条に定める方法により算出して得た濃度以下とする。

ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排臭水中の濃度の値が0.002mg/L未満の場合に係る排臭水中の濃度の許容限度は0.002mg/Lとする。

※騒音：騒音規制法(昭和43年法律第98号)第4種区域の規制基準による。

※振動：振動規制法(昭和51年法律第64号)第2種区域の規制基準による。